

佐賀市立久保泉小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

- 「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校を創るために「佐賀市立久保泉小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

■本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ・ 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を醸成します。
- ・ 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・ 児童と児童、児童と教職員といった校内における温かな人間関係を築きます。
- ・ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ・ いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、被害児童の立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめの未然防止の取組

○児童に対して

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし、学級の一員としての自分を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守る等の規範意識の醸成に努める。
- ・ 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・ 思いやりの心をもつことやかけがえのない命の大切さについて、道徳の時間や教育活動全般を通して伝えていく。
- ・ 「いじめは決して許されない」という強い認識を児童がしっかりもつように、様々な

活動の中で指導する。

- ・ 見て見ぬふりをすることは間接的に「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることはとても重要なことであることを伝える。

○教職員に対して

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが主体となる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という教職員の強い意志を、様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の小さな変化にも気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

○学校全体として

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは決して許さない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査（児童・保護者）を毎月実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。また、覚知した場合は、校長は早急に校内委員会を召集し、事実確認に努める。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校昼会で行い、学校として「いじめは決して許さない」ということや、「いじめ」に気付いた時にはすぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さ等を児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関して児童会活動としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

○保護者・地域に対して

- ・ 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会、PTA役員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

4 いじめの早期発見の取組

- 児童の様子を担当や多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、担任が積極的に言葉を掛けて安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。また、担任と児童との面談も実施する。
- 児童及び保護者が「いじめ」に係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

5 いじめ事案への対応

- 教職員の気付き、あるいは児童や保護者から相談のあった「いじめ」については、速やかに事実の有無の確認を行う。その際には組織的な体制のもとで行う。また、佐賀市教育委員会への報告を行う。
- 「いじめ」の事実が確認された場合は、即刻いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるように、いじめを行った児童を一定期間、教室以外の場所において学習を行わせる等の必要な措置を講じる。
- 「いじめ」の関係者間における争いを生じさせないよう、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- 犯罪行為として取り扱われる「いじめ」については、佐賀市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめに対する対応

- 本校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動として外部講師を招聘し、インターネットや携帯電話等についての情報モラル研修会を行う。

7 重大事態への対応

- 「いじめ」により児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあることを認められた時は、以下の対応をする。
 - ・ 重大事態が発生した旨を佐賀市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・ 佐賀市教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
 - ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 職員研修

- 各種マニュアルや事例等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、指導力や認知能力を高めるための研修、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

9 取組体制の点検及び評価について

- 本校の「いじめ防止基本方針」が的確に運用され、全児童が安心して充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて検証・分析を加えながら改善を行う。